

県南広域振興局長告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和2年9月18日

県南広域振興局長 佐々木 隆

土地改良区名	所在地	地区名
猿ヶ石北部土地改良区	花巻市	猿ヶ石北部